

国立大学法人佐賀大学工事入札手続関連要領

国立大学法人佐賀大学工事入札手続関連要領

(趣旨)

第1条 佐賀大学における施設整備事業に伴う、工事入札手続については、国立大学法人佐賀大学会計規則（平成16年4月1日制定）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(条約の遵守)

第2条 佐賀大学は政府関係機関であることに鑑み、政府調達に関する協定（条約第23号平成7年12月8日）を遵守するものとする。

(閣議了解事項等の遵守)

第3条 前条を受け、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（閣議了解平成6年1月18日）を遵守すること、さらに「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について（文教施設部長通知国施第27号平成8年7月19日）の規定を準用するものとする。

(一般競争入札方式の実施)

第4条 施設整備事業実施のための工事入札手続に係る本要領の運用においては、一般競争入札方式の実施について（文教施設部長通知文施指第70号平成6年8月1日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人佐賀大学会計規則等」、「契約担当官等」を「契約担当職員」と読替えるものとする。

(一般競争入札方式の手続)

第5条 前条の規定を実施するため、本要領の運用においては、一般競争入札方式の手続について（文教施設部指導課監理室長通知7施指第27号平成7年5月22日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人佐賀大学会計規則等」、また「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」をそれぞれ「契約担当職員」と読替えるものとする。

(入札執行回数)

第6条 文教施設整備事業における入札執行回数については、文教施設整備事業における入札執行回数について（文教施設部指導課監理室長通知9施指第16号平成9年3月31日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人佐賀大学会計規則等」と読替えるものとする。

（一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」）

第7条 文教施設整備事業における一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」については、一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」について（文教施設部指導課監理室長通知7施指第18号平成7年3月31日）の規定を準用できるものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当職員」と読替えるものとする。

（契約保証金の額）

第8条 文教施設整備事業における一般競争入札の契約保証金の額については、一般競争入札対象工事における契約保証金について（文教施設部長通知13文科施第327号平成13年12月27日）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人佐賀大学契約事務取扱細則」と読替えるものとする。

（工事希望型競争入札方式の実施）

第9条 工事希望型競争入札方式の実施については、工事希望型競争入札方式の実施について（文教施設企画部長通知17文科施第352号 平成18年1月24日）の規定を準用するものとする。この場合において、同通知中、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約担当職員」と読替えるものとする。

（総合評価落札方式）

第10条 総合評価落札方式により入札を実施する場合の指針及び具体的な手続きについては、総合評価落札方式の実施について（文教施設企画部長通知17文科施第13号 平成17年4月12日）及び総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて（文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施施企第20号 平成18年1月24日）の規定を準用するものとする。この場合において、同通知中、「当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣」及び「支出負担行為担当官」においては「契約担当職員」と読替えるものとする。

2 簡易な評価方法による総合評価落札方式の手続きについては、簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて（文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施施企第21号 平成18年1月24日）及び簡易型（拡大）総合評価落札方式の試行に伴う手続

きについて（文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知20施施企第7号 平成20年5月13日）の規定を準用するものとする。

3 総合評価落札方式における性能等の評価方法については、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について（文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施施企第23号 平成18年2月1日）の規定を準用するものとする。

4 実績評価型総合評価落札方式の手続きについては、実績評価型総合評価落札方式に伴う手続きについて（文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知26施施企第1号 平成26年4月4日）の規定を準用するものとする。

（新たな入札方式への対応）

第11条 今後の政策・施策の変化により契約担当職員が必要と認めた場合は、新たな入札方式を導入・採用できるものとする。

（競争参加資格等審査委員会の設置）

第12条 施設整備事業実施のための競争参加資格等の審査に係る競争参加資格等審査委員会の設置については別に定める。

（契約監視委員会の設置）

第13条 施設整備事業実施のための入札監視等に係る入札監視委員会の設置については別に定める。

（苦情処理の手続）

第14条 入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（文教施設企画部長通知18文科施第185号 平成18年7月13日）の規定を準用するものとする。この場合において、同通知中、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約担当職員」と読替えるものとする。

（電子入札方式の実施）

第15条 佐賀大学において電子入札を実施しようとする場合、文部科学省の電子入札システムを利用する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年10月10日から実施する。